【救急科専門医 新規申請】 審査方法について

下記3段階で審査し、審査を合格した申請者のみが次の審査に進むことができる。

・第1次(救急専従歴)審査:配点上限 15点

·第2次(診療実績)審査:配点上限10点

・第3次(筆記試験)審査:**75点**満点

総合判定として、合計 100 点満点中、総得点 70 点以上を合格とする。

第1次(救急専従歴)審査

1. 救急専従歴について

救急専従歴審査においては、<u>救急専従歴 3 年(36 か月)以上</u>を合格とする。この場合、勤務 施設が救急科専門医指定施設であるか否かを問わない。

また、兼任歴については、「3. 兼任歴について」により救急専従歴に換算することができる。

2. 専従とは

形式的な辞令に関わらず、**救急部門での診療のみに従事し、それ以外の診療科の仕事に従事 していない勤務形態**をいう。なお、専任、兼任は一括して兼任歴として扱う。

3. 兼任歴について

兼任期間については、下記換算方法により救急専従歴に換算する。勤務施設が救急科専門医指定施設であるか否かを問わない。

(月数) × X / 6

- ・「X」: 週の関与回数
- ・勤務形態の「一日」「半日」「夜間」の区別なし

(例)週1回の救急兼任を36か月間行った場合

36 か月×1 回/6=6 か月 となり、救急専従歴6か月に換算

(例) 週4回の救急兼任を25か月行った場合

25 か月×4 回 / 6 = 16.67 か月 となり、救急専従歴 16.67 か月に換算

(小数点第3位を四捨五入)

4. 救急専従歴に対する加点

第 3 次審査終了後の総合判定においては、救急専従期間について、下記のとおり配点し、その 上限を 15 点とする。ただし、兼任期間については 0 点とする。

- (1) 救急科専門医指定施設での救急専従・・・1 年につき 5 点
- (2) 非指定施設での救急専従 ・・・1 年につき 2.5 点
- 1年に満たない救急専従期間については、下記のとおり算出し、加算する。
 - (3) 救急科専門医指定施設での救急専従・・・ 5(点) × (月数) / 12
 - (4) 非指定施設での救急専従 ···<u>2.</u>5 (点) ×(月数) / 12
 - (例) 救急科専門医指定施設での救急専従期間が5年間の場合 5 点×5 年=25 点ではなく、15 点となる
 - (例)A病院(救急科専門医指定施設)救命救急センターでの救急専従期間が1年6か月 B病院(非指定施設)救急部での救急専従期間が2年 の場合
 - < 救急専従歴 > A 病院での救急専従歴 1年6か月

B病院での救急専従歴 2年

合計 3年6か月となる

< ₫? 点 > A 病院での点数 5 点×1 年+5 点×6 か月/12

B病院での点数 2.5 点×2 年

合計 12.5 点となる

(例) C病院(救急科専門医指定施設)救命救急センターでの救急専従期間が2年 同病院 外科 週1回1日の救急兼任期間が6年 の場合

< 救急専従歴 > 救命救急センターでの救急専従歴 2年 外科での救急兼任期間を救急専従歴に換算し、

72 か月×1 回 / 6 = 12 か月 合計 <u>3年</u>となる

<配 点>救命救急センターでの救急専従期間の点数 5点×2年 外科での救急兼任期間は0点 合計 10 点となる

過去に専門医指定施設に認定されていたが、現在失効している施設については、認定されていた 期間のみ専門医指定施設での勤務として扱う。

申請時に専門医指定施設として認定されている施設で、施設認定前に行った勤務も、原則として 専門医指定施設での勤務とみなす。

第2次(診療実績)審査

救急専従歴審査に合格したものが対象となる。審査方法については、専門医等認定制度に掲載の <u>診療実績表および注意事項</u>を参照すること。

なお、診療実績審査の際に提出できるのは、救急専従歴審査で救急部門の専従または兼任として 申告のあった施設、ならびにその期間内での経験症例のみとする。

第3次(筆記試験)審査

診療実績審査に合格したものが対象となる。

審査のスケジュール

1月1日~2月末日 第1次(救急専従歴)審査 申請受付

4月下旬頃 第1次(救急専従歴)審査 合否通知発送

5月1日~6月末日 第2次(診療実績)審査 申請受付

8月下旬頃 第2次(診療実績)審査 合否通知発送

9月中旬頃 第3次(筆記試験)審査

11 月初旬頃 最終合否通知発送

翌年1月1日~5年間 専門医認定

注)上記は例年のスケジュールに基づくものです。変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

以上